平成２２年（フ）第４０号
京都府舞鶴市字長浜52番地
債務者　糸井　里江（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
京都府福知山市字岡ノ９番地の36
債務者　塩見真由美（旧姓東山）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
大阪府南河内郡太子町大字春日1216番地の７
債務者　田尾　栄一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７７号
大阪府柏原市国分市場１丁目４番14号
債務者　浜口　郁絵
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９０５号
堺市西区北条町１丁15番13号　北条黒田マンション302号
債務者　石塚　夏樹
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３９号
大阪府松原市天美東４丁目231番地の10
債務者　松野　幸三
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６１号
岩手県紫波郡紫波町下松本字新田42番地
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５９号
山形県鶴岡市柳田字田中31番地８
債務者　本間　節夫
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１７７号
福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢３番地
債務者　片山　竜樹
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
福島県郡山市熱海町中山字松林27番地
債務者　片山　　学
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
福島県会津若松市表町１番29号、前住所兵庫県神戸市北区有野町有野982番地の２　エクセレンス北六甲101号
債務者　玉川由美子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
福島県会津若松市宮町７番25号　宮町コーポラス405号、前住所福島県会津若松市湯川町３番66号　シルクハイツ湯川202号
債務者　松本　まり
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
山口県周南市泉原町２―３、住民票上の住所山口県周南市本陣町７番１号
債務者　田邊　啓子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２０号
山口県下松市瑞穂町１丁目19番１号、前住所山口県熊毛郡田布施町大字川西1211番地29
債務者　吉岡　博人
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２１号
山口県下松市瑞穂町１丁目19番１号、前住所山口県熊毛郡田布施町大字川西1211番地29
債務者　吉岡　常子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１２８号
山口県周南市西千代田町４番11号　徳重アパートＢ号
債務者　内山　安夫
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３２号
山口県周南市新清光台３丁目２番２号　ジョリフローレンスⅡ202号
債務者　福永　明美
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部